【93】

氏名（本籍）	富田　拓（とみた　ひろし）（茨城県）
学位の種類	医学博士
学位記番号	博甲第785号
学位授与年月日	平成2年3月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当
審査研究科	医学研究科
学位論文題目	司法精神鑑定例の供述心理学的研究 ー供述の信用性評価の方法論の試みー （dissertation 形式）

主査	筑波大学教授	医学博士	三澤章吾
副査	筑波大学教授	医学博士	浅井克晏
副査	筑波大学教授	法学博士	齋藤誠二
副査	筑波大学教授	医学博士	濱口秀夫
副査	筑波大学助教授	医学博士	嶋崎素吉

論文の要旨

a．目的
b．対象と方法
c．結果と考察
d．結論

a．目的

近年，いくつかの再審事件などにより，供述の信用性の評価の困難さが改めて指摘されている。その評価の科学的手法の1つとして，欧米では，供述心理学の研究が行われてきたが，本邦では司法精神鑑定例における数量的な供述心理学研究は，これまでなされていない。本研究は，精神鑑定に供述心理学の新たな手法を導入し，その合理性，科学性を向上せしめる一助とする事を目的とした。

b．対象と方法

1984年4月から1989年3月までの5年間に筑波大学社会医学系精神衛生グループで行われた司法精神鑑定例のうち，脳器質性疾患や精神病による思考障害の存在が問題となる事例を除外した23例を用い，これを精神遅滞の有無，人格障害診断の有無によって4群に分け，その供述の比較検討を行った。

第１部：供述の形態面に着目し，虚言とそれ以外の供述との言語形態上の違い，及びその各群ごとの違いを考察した。問診という非定型的なものを数量的に取り扱うために，１発話を単位として分析を行う事とした。また，分析に客観性を保つため，言語学において広く有用性が認められているGriceの「協調の原理」に基づいて，発話の情報量の多少，真実性（質の基準），関連性，表現の明快さ，の各評価基準からなるコードを作成し，各発話に対して，各基準に適合しているかどうかの判定を行ってコード付けをし，それを各群ごとに集計して比較検討を行った。言語心理学における自然言語データベースシステム，CHATの手法により，これらを統合的に扱った。分析の対象としては，供述の真偽の確認が正確にできる事などの理由により，家族歴，本人歴に関する問診部分から，各事例80発話を抽出した。なお，供述の真偽の判定は，１）供述内での矛盾の有無，２）確認しえた事実との相違，のみによって行い，欺こうとする意図の有無は問わないものとした。

第２部：第１部と同一の事例を対象とし，供述の内容に着目し，Trankellの現実基準，社会心理学的分析，仮設吟味尋問，及びUndeutschらの供述心理学的手法により分析を行った。さらに鑑定前後の詳細な情報が得られた事例について，供述の信用性と責任能力判定との関連について考察を行った。

c．結果と考察

第１部：全体として，虚偽の供述の際に，その他の供述に比してGriceの協調の原理の各基準が多く破られる事が認められた。これは，虚言が，言語の形態として崩れている事を意味している。２群間におけるコードの比較では，他群に比べ，質の基準に抵触する発話（本研究における意味での虚言）の率が，正常知能の非人格障害群において有意に低かった（$p<0.01$）。その他の３群間では有意差は見られなかった。これらは，精神遅滞の存在，及び人格障害の存在が虚言性を高める事を示唆している。その一方，これら３群において，質の基準とその他の基準との関連性を見ると，関連性が高い基準が各群ごとに異なっており，虚言の際の発話の形態がそれぞれ異なっている事が示された。

第２部：精神遅滞群の虚言が，主として，現実検討が不充分なためになされる傾向があるのに対し，人格障害群においては，むしろ状況に対する過剰な反応が虚言の要因となっている事が認められた。犯行前後の精神状態に関する供述分析においては，供述の信用性の判断が，責任能力の判断に重大な関連を有する事が認められた。

また，従来，精神遅滞の供述特徴として，主に，その被影響性の高さが問題とされてきたが，以上から，誘導が存在しなくても虚言はかなりの頻度でみられること，精神遅滞者に特徴的であると思われる虚言様式が存在することが認められ，それらを，１）短絡反応型，２）空想虚言型，３）補償型，４）小児発達段階型，５）通常型，の各類型に分類した。

d．結論

これまで日本で行われた事のなかった司法精神鑑定例についての大数研究的な供述心理学的分析を試みた。第１部においては，供述心理学に形態からみた数量的な分析手法を持ち込み，試論の段

階ではあるが，その有効性が示唆された。第２部においては，供述の内容の分析を行って第１部の結果の裏付けを得たほか，これまでの供述心理学においてその分析が不十分であった精神遅滞者の供述心理についていくつかの知見を得る事ができた。また，供述心理学的方法論を用いて，被疑者，被告人の精神状態の評価を試み，これらの供述の信用性が責任能力の判定に密接な関連を有する事を指摘した。

審　査　の　要　旨

司法精神鑑定の際の供述について，その信用性を評価することは最も基本的でかつ重要なことである。しかし本邦においては供述の信用性の有無に関する研究はほとんどされていないのが現状である。

著者はこの点に着眼し，心理言語学の分野でいう自然言語データベース化の手法を用いて，普通の会話が従うとされている Grice の協調の原理を導入した。これにより発話の情報量の多少，真実性，表現の明快さ，などの評価を定量的に行えることを示した。

この事は信用性の評価法に客観性を与えることになり，この分野での学問および鑑定の実際に大きく貢献することが期待される。実際的応用にはなお解決すべき問題は残されているが，著者は社会医学の研究者として十分な知識と能力を有するものと評価された。

よって，著者は医学博士の学位を受けるに十分な資格があるものとみとめる。